

めざします。鈴鹿・亀山の地域企業の繁栄と社会への貢献

冬

2021

No.16

すずかめ

公益 鈴鹿法人会
社団法人

Suzuka

かけがえのない 物語を支えたい。

さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

社員全員が家族や友人の如くに、支えあい、
力をあわせて、一生懸命働いている。
実は、日本の会社の99%はそのような中小企業です。
そうした企業に生まれる情熱、信頼、希望、喜び、誇り...
つまり、それはいくつものかけがえのない物語。
大同生命は経営者向け保険のバイアスとして、
そして、半世紀にわたり、さまざまな中小企業とともに
歩んできたパートナーとして。
中小企業の経営に、事業承継に、万が一のときの存続に、
これからの寄り添い、支えていきたいと思ひます。
現在、ご契約いただいている企業数は約37万社。
この数は大同生命への信頼の証であり、責任の重さでもあります。
大きな変化を迎えているこの時代に、会社を守り、
みんなが進んでいくというお家さまのためにできることを、
私たちは全力で取り組んでいます。



37万社の中小企業を支える責任。 **DAIDO** 大同生命

三重支社/三重県四日市市鶴の森1-4-28(ユマニテックプラザ4F) TEL 059-352-2046

目次

- | | | |
|--------------------|---------------------|----------------|
| 1 会長あいさつ | 10 令和3年度 税制改正に関する提言 | 27 大同生命 |
| 2 年頭の御挨拶 | 14 税務コーナー | 28 AIG |
| 4 令和2年度 納税表彰式 | 20 三重県警察コーナー | 29 アフラック |
| 5 税に関する「絵はがき」コンクール | 21 鈴鹿のモータースポーツ雑学 | 30 新入会員紹介 |
| 6 署長との懇談会 | 22 エッセイ | 32 事務局だより・編集後記 |
| 7 青年部会だより | 24 歴史・名所・史跡 | |
| 8 女性部会だより | 26 おうちde給食、パズル数独 | |



公益社団法人 鈴鹿法人会
会長 岡田信春

会長あいさつ

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様方には、常日頃から公益社団法人鈴鹿法人会の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

鈴鹿法人会は、よき経営者を目指す人の団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献しているところです。

去年は、新型コロナウイルス感染症拡大により3月以降に予定していました理事会、委員会、支部活動はもとより「親子バスツアー」「親子税金クイズと映画観賞会」などの「税に関する活動」「地域貢献活動」等を中止とせざるを得ない状況となりました。

このような厳しい環境ではございましたが鈴鹿市教育委員会および亀山市教育委員会の後援をいただき「税に関する絵はがきコンクール」を実施したところ過去最高となる1,927名の児童の方から応募をいただきました。

また、開催が危ぶまれていました「ジュニアバレーボール大会」は関係各位の多大なるお力添えにより開催することができました。ここに厚くお礼を申し上げます。

この新型コロナウイルス感染症は今、第二波・第三波と襲ってきている状況であり、今後の事業活動に多大なる影響があることはあらためて申し上げることはありません。

このような情勢ではありますが、鈴鹿法人会は今後も役員・職員一同が一致団結し、当会の発展のために努力し、活動していく所存でございます。

皆様方の積極的なご協力とご支援を今後ともよろしくお願いいたします。

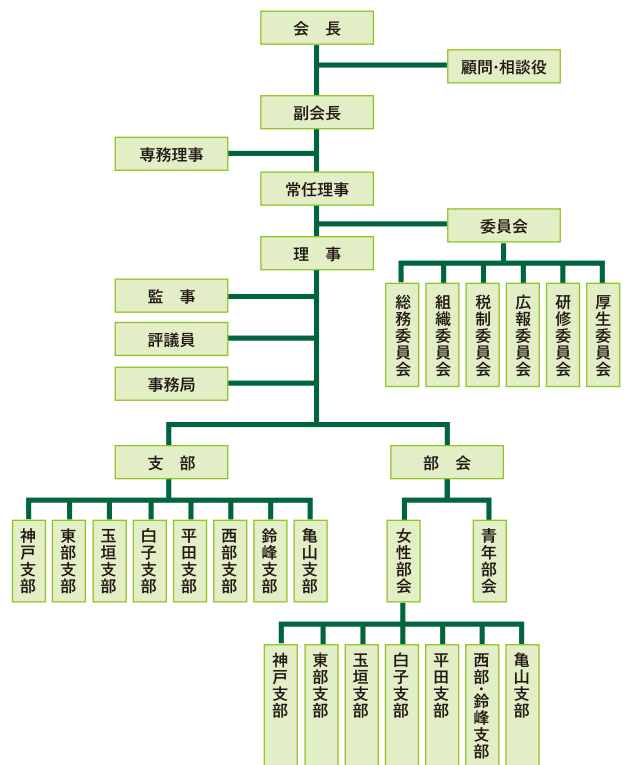
最後になりましたが、皆様方のご健勝ならびに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

会長・副会長及び常任理事・監事名簿

(順不同・敬称略)

役職	氏名	法人名
会長	岡田 信 春	三惠工業(株)
直前会長	田 中 彩 子	(医)誠仁会
副 会 長	近 藤 博 信	(有)鈴鹿ポーター
	樋 口 勝 幸	(株)葵
	飯 田 隆 典	(株)飯田鉄工
総務委員長	阪 田 朋 成	(株)サカタ
組織委員長	向 井 なよ子	(株)ホンダ四輪販売三重北
税制委員長	森 通 人	(有)マインドソフト
広報委員長	安 田 克 志	(株)ADI
研修委員長	村 上 道 哉	三重工熱(株)
厚生委員長	渡 邊 孝 明	(株)ナベカ
神戸支部長	岡 村 信 之	(株)オカトモ
東部支部長	井 上 準 二	峰徳運輸(株)
玉垣支部長	西 口 直 人	西口建工(株)
白子支部長	東 口 大 介	ブラウン開発(株)
平田支部長	西 村 善 行	鈴鹿インター(株)
西部支部長	永 戸 秀 樹	サンモーター(株)
鈴峰支部長	濱 本 隆 弘	(有)浜本鋳金工業所
亀山支部長	服 部 昌 弘	(株)服部工務店
青年部会長	佐 藤 左 恭	(株)サトウ土地開発
女性部会長	倉 田 澄 子	クラタ自販(株)
専務理事	近 藤 悟	(公社)鈴鹿法人会
	北 川 亨	(株)安全
監 事	吉 澤 茂	(株)ヨシザワ

鈴鹿法人会組織図



年頭の御挨拶



名古屋国税局 課税第二部長
鈴木 友康

令和三年の年頭に当たり、公益社団法人鈴鹿法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響による自粛要請や緊急事態宣言の発出等が行われ、様々な局面で異例の対応を強いられる年となりました。

一方、東海地方出身の藤井聡太棋士の史上最年少での2冠獲得と八段昇段といった次世代を担う若者が活躍するという大変喜ばしい出来事もありました。

このような中で、新しく迎える年が、会員の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済活動のICT化やグローバル化などにより大きく変化しております。このような状況の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という私どもに課された使命を果たすためには、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本柱とする税務行政のスマート化を目指す必要があります。その実現に向けて、申告・納付のデジタル化の推進等に取り組んでいるところではありますが、これらの取組を成し得るためには、e-Taxやマイナンバー制度の普及・定着が必要であり、法人会の皆様の御協力が不可欠であると考えております。

また、昨年は、多くの企業の方にとって、軽減税率制度実施後の初めての確定申告となりましたが、概ね円滑に行っていただくことができたと考えており、法人会の皆様が、説明会の開催や制度の周知・広報活動など幅広く御協力をいただきましたこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今後は更に、軽減税率制度の定着・インボイス制度の円滑な導入に向けて取り組んでいくこととしておりますので、引き続き、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、貴法人会において作成されております「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」は、納税者の皆様の税務コンプライアンスの向上に役立つものであり、極めて有意義な取組と考えておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

国税当局といたしましては、今後も法人会の皆様との連絡・協調を密にしながら適切な対応に努めてまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人鈴鹿法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



鈴鹿税務署長

木下 純

年頭の御挨拶

令和3年の年頭に当たり、公益社団法人鈴鹿法人会の皆様に、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様方には、日ごろから税務行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発出され、様々な活動について自粛要請が行われるなど、社会はこれまで経験したことのない壁に直面し、皆様方におかれましても事業継続を図るために様々な努力をされておられることと思います。

このような中であって、「小学生の絵はがきコンクール」及び小学生に対する「租税教室」への講師派遣など、次代を担う若い世代に正しい税の意義・役割を理解してもらうための啓蒙活動に、本会をはじめ女性部会並びに青年部会の皆様が一丸となって取り組んでられました。

中でも、14回目となった「小学生の絵はがきコンクール」について、過去最多1,927点もの応募があったことは、これまで女性部会の皆様が各校に対して熱心に働きかけをしていただいていた結果ではなからうかと思えます。

また、小学生に対する「租税教室」についても、青年部会では「記憶に残る租税教室」をテーマに、双方向参加型の授業を実践するなど、女性部会の皆様とともに、小学生の皆さんに興味を持ってもらえるよう非常に熱心に工夫を凝らした取り組みをしていただいております。

これもひとえに、岡田会長をはじめ役員並びに会員の皆様の会活動に対する並々ならぬ熱意とご努力の賜物であり、深く敬意を表するとともに、今後とも一致団結し、会員企業と地域社会の発展に貢献されますことをご期待申し上げます。

ところで、間もなく、令和2年分の所得税等の確定申告が始まりますが、例年、申告会場である「イオンモール」には多くの方が来場され、大変混雑いたしまして、長時間お待ちいただく状況にあります。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、確定申告会場においては、マスクの着用など基本的な感染防止策や社会的距離の確保などのいわゆる三密対策を徹底する必要があることから、例年以上にご不便をおかけすることもあるかと思えます。

このため、当局といたしましては、確定申告会場の混雑緩和が喫緊の課題であることから、確定申告会場に出向くことなく、ご自身のスマートフォンやご自宅のパソコンから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告書を作成いただき、e-Taxでご提出いただくなど、ICTを活用した申告手段のご案内をこれまで以上に強力に推進しています。

なお、マイナンバーカードやカードリーダーライターをお持ちでない方も、税務署であらかじめ発行されたIDとパスワードだけで、e-Taxを利用できるほか、「確定申告書等作成コーナー」のスマートフォン専用画面については、2ヶ所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得のある方などにもご利用いただけます。

最近では、「ふるさと納税に係る寄付金控除」や「医療費控除」を受けるため、確定申告書を提出される給与所得者も多いことから、従業員の皆様が確定申告される場合にも、是非ともe-Taxをご利用いただけますよう社内広報などによるご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、新しい年における公益社団法人鈴鹿法人会の更なるご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のますますのご繁栄を心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和2年度

納税表彰式

毎年、コンフェット鈴鹿平安閣で挙行されていますが今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

鈴鹿法人会から次の方々が受賞されました。

皆様、受賞おめでとうございます。

鈴鹿税務署長表彰



亀山支部長
服部昌弘 殿



総務委員長
阪田朋成 殿



青年部会長
佐藤左恭 殿

鈴鹿税務推進協議会長表彰



青年部会副部会長
山川武志 殿



青年部会副部会長
黒田一重 殿



女性部会理事
太田淳子 殿



女性部会理事
杉野恵美子 殿

名古屋国税局長 感謝状

去る令和2年11月13日(金)、鈴鹿税務署において名古屋国税局長感謝状の贈呈式がありました。

岡田会長、佐藤青年部会長および倉田女性部会長が出席し、木下鈴鹿税務署長から賞状と記念品をいただきました。

この感謝状は、鈴鹿法人会が長年にわたり行っている租税教育の推進活動が評価されたものです。

たいへん名誉なことであり、今後もこの榮譽に恥じることはないよう租税教育活動を続けていくよう心を新たにしました。



税に関する「絵はがきコンクール」の展示

小学4年生から小学6年生の児童を対象に募集しています「絵はがきコンクール」は、本年も鈴鹿市・亀山市の小学校35校から1,927枚のご応募をいただきました。

児童をはじめ教育関係者および保護者の皆様のご協力を深く感謝いたします。

例年、鈴鹿税務連絡協議会が主催している表彰式が新型コロナウイルス感染症拡大により誠に残念ながら今年度は開催できませんでした。

入賞者の方および応募していただいた全児童の方には小学校を通じて賞状、副賞および参加賞をお渡ししました。

鈴鹿法人会は、今後も租税教育活動に積極的に取り組んでまいります。



鈴鹿税務署長賞

鈴鹿市立河曲小学校 6年 柏木 晴太

鈴鹿税務
推進協議会長賞

鈴鹿税務
連絡協議会長賞

公益社団法人
鈴鹿法人会長賞

公益社団法人
鈴鹿法人会女性部会長賞



亀山市立亀山東小学校
5年 小林 礼佳



鈴鹿市立飯野小学校
6年 龍野 天優



鈴鹿市立桜島小学校
6年 山北 真央



亀山市立川崎小学校
6年 伊東 桃花

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索



署長との懇談会

毎年8月に開催している理事会において鈴鹿税務署長、法人課税第一部門統括官から着任のごあいさつをいただいておりますが昨年は新型コロナウイルス感染症拡大により理事会が中止となりました。

そのため支部長、委員長、青年部会および女性部会の方と時間を共にする機会を設けるため、署長室において懇談会を開催していただきました。

少人数で署長室ということもあり、当初は戸惑いもありましたが出席していただいた方からそれぞれ現状報告、今後の抱負等を語っていただき、また、署長からアドバイスをいただくなど非常に有意義な時間を過ごしました。

終わってみれば税務署とのハードルが低くなったようで今後もこのような時間を設けていただきたいと切にお願いしたいです。



租税教室

新型コロナウイルス感染症によって教育環境が大きく変化していますが、鈴鹿市内、亀山市内の小学校から鈴鹿法人会開催の「租税教室」へ熱烈なオファーをいただいています。ビフォーコロナ、アフターコロナと環境は変わり続けますが、次代を担う児童が租税の意義や役割を主体的に考える租税教育活動は、今後も必要とされる事業の一つだと再認識させていただく機会となりました。これまで積み重ねてきた信頼と実績を絶やすことなく本年度も租税教育活動に取り組んで参りますので変わらぬお力添えを宜しくお願い致します。

青年部としては9月から、高田短期大学との租税教育活動として同校2名の学生に対して租税教室講師養成を行っております。昨年度までは国税局作成のマニュアルに沿った講師養成でしたが、昨年



青年部担当の小学校で大好評だったスライド形式の児童参加型租税教室の講師養成に取り組んでおります。このスライド形式の租税教室はアフターコロナにおけるWeb形式等の開催方式を鑑みても今後の主軸になっていくのではないかと感じております。今後も租税教育の本質追求を忘れることなく、既成概念を打破する開催方式の拡充を目指して参ります。

(税制委員長 久畑吉宣)

定例会

11月26日(木)久しぶりに定例会を開催しました。毎月開催することを基本としていますが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年1月24日に開催して以来の開催となりました。久しぶりの開催でしたがいつも以上の会員が集まり、鈴鹿法人会の現状、各委員会の報告等があり、出席者全員が情報の共有化に務めました。

今年度は、恒例行事である「親子バスツアー」「利き酒会」「視察研修旅行」「青年の集い」「親子税金クイズと映画観賞会」等々すべて中止となりましたが唯一「租税教室」は開催が決まっているので今後、講師一同は『記憶に残る租税教室』を目指して練習を積み重ねていきます。

なお、昨年7月10日に鈴鹿税務署に着任された野田法人課税第一部門統括官にも出席していただき「国税庁ホームページ」へのアクセス方法等の研修をしていただきました。

(部会長 佐藤左恭)

11月度青年部定例会事項書

日時:令和2年11月26日(木) 19:00~
場所:友蔵

司会:総務委員長

- 1. 開会の辞
- 2. 出席者の確認
- 3. 配布資料の確認
- 4. 部会長あいさつ
- 5. 直前部会長 あいさつ
- 6. 鈴鹿税務署統括官ごあいさつ
- 7. 出向者報告
 - 1) 全法連報告
 - 2) 東海法連報告 11/11 東海青連協 部会長サミット
 - 3) 三重県連報告
 - 4) 親会報告 11/9 総務委員会
 - 5) 支部報告
- 8. 報告・依頼事項
- 9. 協議事項
 - 1) 租税教室について 税制委員長 久畑 吉宣
 - 2) その他
- 10. 次回開催及びその他連絡事項
 - 定例会&忘年会(予定)
 - 日時: 令和 年 月 日()
 - 場所:
- 11. 閉会の辞

以上

9/17 総務委員会

鈴鹿市文化会館において、7月10日に着任された木下署長および野田法人課税第一部門統括官を招いて総務委員会を開催しました。

今年度の女性部会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を念頭に総務委員会を中心に運営していくことになりました。

今回の総務委員会は、
・本年度の事業活動について
・絵はがきコンクールの審査について
を主な議題としました。

毎年恒例であった事業が中止または規模縮小での開催となり残念ですが気を引き締めて今後の事業活動に取り組んでいくことを誓いました。

(倉田澄子)



10/18 ジュニアバレーボール大会

開催が危ぶまれていましたが主催者(鈴鹿市ジュニアバレーボール育成会)のご尽力により「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を遵守したうえで、第14回鈴鹿ジュニアバレーボール大会が開催されました。当日は、開会式を従来の2会場から4会場へ、また、父兄の方の応援を制限すると共に開会式および閉会式を簡素化する等の措置が取られました。

試合結果は、

- 優勝 河曲ジュニアバレーボールクラブ
- 準優勝 加佐登ジュニアバレーボールクラブ
- 三位 Jr.エースバレーボール少年団
- 三位 庄野ジュニアバレーボールクラブ

でした。

新型コロナウイルス感染症拡大のため練習を休止したり、目指していた大会が中止となったりして選手の皆さんのモチベーションが下がっていた時期もあったらしいですがこの大会が開催されたことにより選手の皆さんの気持ちが盛り上がったとの話を聞き大変うれしく思いました。

なお、試合開始に先立ち「税金クイズ」を実施し、優秀なチームに心ばかりの景品を差し上げました。

(服部千賀子)



租税教室

10月30日(金)亀山南小学校に行ってきました。開催日の一週間前に講師の依頼を受け、驚きとともに不安感でパニックになりましたが頂いた資料とパネルを基に二人で何度も練習をしました。

当日は、校長先生から亀山南小学校についていろんなことを教えていただき心が落ち着きました。

私たちにとっては、一年に一度の租税教室でした。練習の成果を十分に発揮でき児童とのコミュニ



ケーションもとれ、我ながら上手にできたと満足できた45分間でした。(杉野ま美子、倉田智子)

絵はがきコンクール

11月15日(日)鈴鹿ハンターで「絵はがきコンクール表彰式」の開催を予定していましたが新型コロナウイルス感染症拡大により止む無なく中止となりました。

今年は過去最大の1,927枚の応募をいただきました。

入賞作品を選ぶにあたりすべての作品を拝見しましたが、今年は新型コロナウイルス感染症を題材にした作品が多く見受けられました。

なお、入賞作品16枚は、鈴鹿ハンター1階東入口風除室に11/17日～11/29日の間、展示しました。

(倉田澄子)



12/3 寄せ植えと車椅子の贈呈

12月3日(木)、大変な時期ではありますが、鈴鹿・亀山市内の特別養護老人ホーム13施設への手作り寄せ植えの製作と車椅子の贈呈を実施しました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、総務委員を中心とした少人数で行いましたが、石井朋子先生の指導の下、エリカ、葉ボタン、レースラベン

ダーなど5種類ほどの花を使った寄せ植えを手際よく製作していました。

今年度の贈呈は利用者との交流は控え、玄関先でのお渡しとなり残念でしたが、少しでも温かい気分でお正月を迎えていただきたいと思います。

(服部千賀子)



令和3年度税制改正に関する提言(要約)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

- (1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。
- (2) 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく用途をチェックする必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

その意味で、2021年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が可能になるのは重要である。さらに、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図れば、よりカード普及にもつながろう。

制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。

また、社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかは今後の重要課題である。たとえばデジタル化によって世帯収入などさまざまなデータが迅速に収集できれば、社会保障や税の新たな制度設計などに役立つからだが、それには広範な国民的議論も必要となろう。

II. 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制(中小企業強靱化法)」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

(4) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(4) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

3. 事業承継税制拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継

税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

5. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和2年の全国の公示価格は5年連続で上昇し、地方圏においても、全用途平均、商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇に転じるなど、地価は全国的に上昇傾向が広がりはじめた。令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

- ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

6. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 電子申告

国税電子申告(e-Tax)の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告(eLTAX)とのシステム連携を図る必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレース指数(全国平均ベース)が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

Ⅴ. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

*なお、提言内容の詳細は「全法連」のホームページの「活動内容」から、「税の提言活動」さらに「令和3年度税制改正に関する提言」をご覧ください。

鈴鹿法人会も提言活動を実施しました。

当法人会では、下記の方に「令和3年度税制改正に関する提言」を届けました。

記

立憲民主党	衆議院議員	中川 正春	殿
立憲民主党	参議院議員	芝 博一	殿
自民党	衆議院議員	川崎 二郎	殿
鈴鹿市長		末松 則子	殿
亀山市長		櫻井 義之	殿
鈴鹿市議会議長		大杉 吉包	殿
亀山市議会議長		中崎 孝彦	殿

事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から



登録申請書
受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。
適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書
(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

登録申請書の
受付開始

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用
いただくと手続きがスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイス制度については裏面をご覧ください。➡

インボイスってナニ？

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

- ▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

請求書	
〇〇株式会社	額△△
●年●月分	
■月▲日	割りばし 550円
■月▲日	牛 肉 ※ 5,400円
合計 43,600円	
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

<インボイス> 令和5年10月~

請求書	
〇〇株式会社	額△△(T.1234...)
●年●月分	
■月▲日	割りばし 550円
■月▲日	牛 肉 ※ 5,400円
合計 43,600円	
10%対象	22,000円 内税 2,000円
8%対象	21,600円 内税 1,600円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ① 登録番号
(課税事業者のみ登録可)
 - ② 適用税率
 - ③ 税率ごとに区分した消費税額等

「インボイス制度」ってナニ？

- ▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- ▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(*)の保存等が必要となります。

(*) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



国税庁 法人番号7000012050002

2020.10

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

税務署に申請することにより、納税が猶予されます

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限(注1)から6か月以内に申請書が提出されていること。

※ 担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。

(注1) 令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限(令和2年4月16日)が納期限となります。

(注2) 既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予(国税徴収法第151条)が受けられる場合もあります。

お気軽にお電話で
ご相談ください！
(納期限前から相談できます)

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則として1年間納税が猶予されます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

(申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2)



更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。
(裏面をご参照ください。)

令和2年7月

 国税庁

猶予制度の詳細はこちら



個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予が認められることがありますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則として1年間納税が猶予されます(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

(納税の猶予：国税通則法第46条)

納税の猶予に、更に有利な『特例(特例猶予)』が創設されました！

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少している方に向けて、納税の猶予の特例(特例猶予)が創設されました。
- 特例猶予が認められると、猶予期間中の延滞税は全額免除されます。また、申請に当たり、担保の提供は不要です。
ただし、特例猶予を受けるためには、納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です(注)。
- (注) やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。
- 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

(納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条)



税務署からのお知らせ



令和3年4月から
窓口での納税は、
9時から16時
までとなります。
ご協力をお願いします。

なお、納税者の皆様には、より利便性の高いダイレクト納付などのキャッシュレス納付やコンビニでの納税など、様々な納付方法を紹介させていただきますので、ご利用をお願いします。

各種納付方法については、職員にお気軽にお尋ねください。

国税庁ホームページ(<https://www.ntago.jp>)でもご確認いただけます。

国税庁

検索

又は右のコードからアクセス



※掲載コードのリンク先は予告無く変更又は削除する場合があります。

税務署

納付手段のご紹介

自宅で
完結!

口座振替による納付

事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に、口座引落としにより納付することができます。

- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ専用の依頼書を提出していただく必要があります。

自宅で
完結!

ダイレクト納付

ご自宅やオフィス等からe-Taxにより申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座（複数の預貯金口座が利用可能）から、即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付することができます。

- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きを行った上、ダイレクト納付専用の届出書を提出していただく必要があります。

自宅で
完結!

クレジットカード納付

パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」(<https://kokuzei.noufu.jp>)へアクセスし、所定の項目を入力することでクレジットカードによる納付ができます。

- ◎ 納付税額に応じた決済手数料がかかります。

自宅で
完結!

インターネットバンキング等からの納付

インターネットバンキングやATM等から納付できます。

- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きが必要です。

QRコードを利用したコンビニ納付

パソコンやスマホから納付に必要な情報（氏名や税額など）を「QRコード」（PDFファイル）として作成し、出力又はスマホに保存のうえ、コンビニで、「QRコード」を「Loppi」「Famiポート」端末に読み取らせることで、バーコード（納付書）を出力し、コンビニで納付することができます。

- ◎ 利用可能額は、バーコード（納付書）1枚につき30万円以下となります。
※ QRコードは関連ソフトウェアの登録商標です。

金融機関での納付

納付書をお持ちであれば、金融機関で、現金に納付書を添えて納付することができます。

- ◎ 納付書は税務署や申告会場でお受け取りください。

各種納付方法の詳細は、国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp>)をご確認ください。



この社会 あなたの税が いきている
国税局・税務署



安全運転お疲れさまです！



ご家族に運転が心配と言われたら...

ご自身の運転に不安を感じたら...

運転免許の

自主返納を考えませんか



ご案内

- 自主返納する際は、運転免許証以外にご準備いただくものはありません。
- 運転免許センター、住所地を管轄する警察署、交番、駐在所で返納ができます。
※ 交番・駐在所で手続きをする場合は警察署交通課で予約が必要です。
- 運転免許証を返納した場合、身分証明書として使用できる運転経歴証明書を発行することができます。申請には、手数料として1,100円必要です。
※ 交番・駐在所で申請する場合は、縦3.0cm×横2.4cmの写真1枚と三重県収入証紙1,100円分をご用意いただく必要があります。
- 自主返納や運転経歴証明書の発行は、代理人による申請もできます。また、運転経歴証明書は、免許証の返納後5年以内であれば発行できます。
※ この場合は交番・駐在所では申請できません。



サポート

県内では、運転免許証を自主返納され、運転免許経歴証明書をお持ちの方を対象に様々なサポートが行われています。

詳しくは、三重県公式ウェブサイトをご覧ください。

返納サポートみえ

検索

三重県警察



ミラーの活用を

レースでは、マシンをいかに速く走らせるかはもちろん、他車との競り合いや駆け引きも重要な勝負の要素となります。接戦ともなれば前を見ているのと後を見ているのがほぼ同じくらいの時間になる事さえあります。

後のクルマと、どこが速くてどこが負けているなどという事は常に理解していなければなりませんし、乗じてどこで襲ってくるかという読みはもちろん、ミラー越しにライバルの精神状態まで把握する必要があります。

実は、この絶えずバックミラーを見るという行為が、一般道でも大いに役立つ事があります。たとえば、予期せぬ高速渋滞で急ブレーキになった際も、自らは止まると見るやすぐにミラーを確認します。

ひょっとして後続車のブレーキが遅れていた際には、すかさず前方にスペースを探し、たとえ半車身でも横にずれて停車し後続にスペースを与えるようにします。

これにより、もし自分の真横に後続車が停車した際には、その後続車に10m以上の停止距離をプレゼントした事になりますが、この際に助かったのはその人だけではありません。もちろん、自らと同乗者の命も守った事になります。



ライバルは前後左右に…

～ナイロンザイル事件と石岡繁雄～

その2 山に魅せられた者たち

「命を守る闘い」

エッセイスト 福島 礼子

なぜ人は山に登るのだろうか。「そこに山があるから」この言葉は良く知られている。重い荷物を運んで歩む道のり、危険と隣り合わせの岩壁、それでもなお山に人を駆り立てるのは何なのだろうか。石岡繁雄は著作『屏風岩登攀記』でこう綴っている。「登山というのは、しよせんタート(行)の世界である」と。



厳冬期の前穂高岳

穂高連峰を長期休みの主な活動にしていた岩稜会(旧制神戸中学校山岳部、現在の神戸高校山岳部を母体とした山岳会)が、昭和29年度の計画で冬の前穂高四峰の正面ルート挑戦を計画したのは自然なことだった。その年は岩稜会誕生から九年目にあたる。岩稜会を率い

る石岡繁雄は、これまで使っていた麻ザイルを新しくする時期にきていたので、強度で定評がある発売されたばかりのナイロンザイルを購入した。それはめっぽう高額だが、保証付きのものだった。

昭和30年1月1日石原國利(中央大4回生)と澤田榮介(三重大3回生)そして石岡の弟、若山五朗(三重大1回生)の三人が、先頭をきって前穂高東壁に挑戦した。その日は、天候の変化と足場の悪さのために、頂上から30メートルのところで断念してビバーク(野宿)する。翌朝、頂上を目指して登り始めた直後、それは起きた。

すなわち若山五朗が自身の体重を支えるために険しい岩壁から突き出た岩にナイロンザイルをかけ、右方向に移動した際に、左足を滑らし50センチほどずり落ち、そのまま行方不明となった。その場に居合わせた澤田は、「あつと言う声が出て、何の抵抗もなくザイルが切れた」と語っている。確保していた石原の手に残ったのは、切れたナイロンザイルだけだった。若山の事故でショックを受けた二人は、動くことができず再び山でビバークし、次の日仲間によって救出された。二人は凍傷

をおい疲れ果てていた。当時の装備品の性能を考えると、不十分な食糧の中で2晩ビバークし、生還できたことは信じがたい出来事だったと、岩稜会の仲間はふりかえっている。

岩稜会の救援隊が下山すると、避難小屋の管理人が四日前にもナイロンザイルが切れて重傷を負った者がいたことを告げた。さらに1月3日に同じ前穂高で大阪市立大学の山岳部が使ったナイロンザイルが切断事故をおこし、怪我人が出ていた。

石岡は五郎の死は、切れないはずのナイロンザイルが切れたことから起こったと確信した。大阪市大の山岳会からも事実探求を願う手紙があった。これは真相をあきらかにし、再びナイロンザイルで同じ事故が起きないようにしなければ、と石岡は決意した。

石原國利と澤田榮介の生還によって、転落の原因がナイロンザイルの切断だったことが明らかにされると、登山界やマスコミの注目が集まった。それほどナイロンザイルは麻ザイルよりも扱いやすく強度もすぐれていると思われていたからだ。事故直後からザイル切断の原因を使用者のミスに求める声が上がりはじめた。

物理を専門にしていた石岡は、すぐさま実験を開始した。自宅での実験の他、名古屋大学などでも実験を行い、ナイロンザイルが鋭い岩角に弱いという確信を深めていった。岩稜会の名誉回復と、安全な山登りをめざす彼は、実験の結果を公表した。

これに対してザイルのメーカー側も、日本山岳会関西支部長である大阪大学工学部のS教授の指揮のもと、昭和30年4月に公開実験を行った。その実験では、ナイロンザイルは岩角に堪え、強さがあらためて証明されるという予想外の結果となった。

弟の遺体捜索で公開実験に立ち会えなかった石岡は、新聞記事を見て愕然とした。石岡にはすぐに公開実験のからくりがわかった。岩角のエッジをわずかに丸くすれば、ナイロンザイルは切れなくなることを、彼は実験で知っていたからだ。

しかしメーカー側の実験結果から、未熟な扱いで切れたという事情を隠そうとしたとして、ますます風あたりは石岡や岩稜会に厳しいものとなった。

石岡は実父から勘当をうけ、石岡家は世間の冷たい視線をうけることとなった。時代の風潮として、当時は消費者よりも企業が優先、教授の意見は絶対の時代だったからなおさらだった。



遺体の収容

石岡を始め岩稜会会員は、若山の遺体が見つければ、彼の身体に結びつけられているザイルの切断面が真相を語ってくれるだろうと思っていた。しかし、遺体はなかなか見つからず、雪が溶ける夏を待つしかなかった。

その年の7月31日、遂に切れたザイルを身体に繋いだままの若山五郎の遺体が発見された。それはまるで石岡に「ザイルの欠陥を世に伝えよ」というかのように、しっかりとまかれていた。

さらに若山と一緒に登った石原と澤田は、若山がザイルを掛けた岩を探し当て、岩稜会員と部外者も交えて岩の状態を調べた。石原の目に映ったものは、ザイルの繊維の束だった。

ザイルを切った岩角に残された繊維の残りは、石岡の予想を裏付けるものとなり、メーカー側に反論した。しかし何の返答もないままだった。それで石岡はこれまでのいきさつをまとめた冊子を作り、山岳関係やマスコミに配布し、それが注目を集めることとなる。

この冊子を目にとめた井上靖が、石岡や岩稜会と会い話を聞いて朝日新聞紙上で、小説「氷壁」の連載を始めることになった。「氷壁」は大きな反響を呼び映画化されている。これによって多くの人がナイロンザイル事件を知ることとなり、空前の登山ブームが起こった。

石岡の努力によって、マスコミの論調が次第に変わり始めたが、メーカー側のナイロンザイル安全論を覆すことは出来ず、その間にもナイロンザイルの切断によって犠牲者が増えていった。記録に残るだけでも20名以上が亡くなっている。

昭和48年3月11日、遂に石岡は勤務先である鈴鹿高専で公開実験を行うことにした。マスコミや関係者の眼前で、あっけなくナイロンザイルは切れた。メーカー側の実験の誤りとナイロンザイルの危険性を証明した彼の実験は、多くの人々を納得させ、社会の空気が明らかに変わった。

そして公開実験から3か月たった昭和48年6月6日、「消費生活用製品安全法」がつくられた。登山用ロープもこの対象と

なり、石岡は安全基準を定めるための通産省の調査研究委員の一人に任命され、昭和50年にロープの安全基準が定められた。

岩稜会と石岡にとってこの日は特別な日となった。長い歳月を掛けての論争に一応の終止符を打つことができたのだ。若山五郎の遭難から実に20年をへた長い道のりだった。

平成28年石岡の没後10年に、名古屋大学博物館で企画展「氷壁を越えて ナイロンザイル事件と石岡繁雄の生涯」が開かれた。担当した西田佐知子准教授はこう述べている。「昭和47年には、四日市公害など様々な高度成長のひずみ問題となり、人々の生活を優先するように社会の流れが変わる時期となった。ナイロンザイル事件は消費者の安全を第一にという時代の流れを大きく変える、先駆けの大きな力となった」と。

社会の逆風の中、石岡繁雄を実験へと駆り立てたもの、それは弟五郎をはじめ20人余りの失われた命への悔しさと悲しみ、そしてこよなく山を愛する心だった。20年間にわたる石岡繁雄と岩稜会、そして支援者たちの闘い、それこそ誰もが登ることの出来ない険しく高い山だったと私は思う。

その後も石岡は、登山者の落下防止装置や安全装置の開発に残された人生を捧げている。神戸高校のグラウンドからも見えた実験塔は彼の志の表れとして、人々の目に映ったことだろう。



高専での実験



実験時の石岡氏



自宅の実験塔(撤去済)

写真提供 石岡あづみさん

第11回 神戸支部 神戸石取祭

歴史

名所

史跡

神館飯野高市本多神社(神戸宗社)

所在地: 鈴鹿市神戸二丁目18-28

TEL: 059-382-4859

https://peraichi.com/landing_pages/view/kanbesousha

神戸石取祭は神館飯野高市本多神社(こうたついいのたかいちほんだじんじゃ、通称:神戸宗社)にて行われる合祀祭にあわせて、石を取って神社に奉納する祭で毎年7月の第4日曜日(本楽日)とその前日の土曜日(試楽日)、前々日の金曜日(叩出し)に執り行われます。

石取祭の歴史は、明治30年頃に常盤町・北萱町・南萱町の3町が石取祭発祥の地である桑名より祭車を譲り受け、それまで行われていた夏祭りとおわせ祭車を曳き石取祭へ変遷したものと伝えられ、以来120年以上続く伝統の祭です。

現在では参加町も増え8台の祭車を擁する祭へと発展しました。各町そろいの半纏を背負い祭衆が掛け声とともに鉦と太鼓を打ち鳴らし、神戸町内を祭車が巡行する様子は、神戸の夏の風物詩となっています。

石取祭の行事



1. 川原祓式

5月末頃行われる祭事委員会の役員と各町の祭事委員が石を拾うための行事で現在は神戸の六郷川にて笹を立て注連縄を張り祭典を行っています。

2. 御籤占い式



川原祓い式の後、各町の祭事委員と青年会長が当年本楽日の渡祭順と試楽日の総叩き並び順を御籤にて決める行事で神戸宗社拝殿にて執り行われます。

渡祭順で一番を引いた祭車を「花車」といい名誉あることとされます。



3. 叩出し

本楽日二日前の金曜日定刻に宗社よりの合図で各町が一斉に叩き出しを行います。

宗社より離れた町へは青年連盟による送り提灯で開始の合図が示されます。

4. 試楽日

試楽日には各町が町練り等を行い、その後各々宗社まで巡行し宗社前に八台の祭車が整列後、総叩きが行われます。

5. 本楽日

午前には宗社において神戸全町の総代及び石取祭の関係者が参加し合祀祭が執り行われ、合祀祭終了後に渡祭時に用いるお祓いを受けた桴1対と檳榔子4本を受け取ります。

各町祭車は夕刻に待機場所へ渡祭順に整列し、青年連盟の合図で渡祭巡行が始まります。

巡行後、花車より順に宗社境内にて献石を行い、お祓いを受け祭事長の合図で鉦鼓を奉納します。渡祭後は各町曳別れを行い自町への帰路につきます。



神館飯野高市本多神社(神戸宗社)

神戸宗社は第十一代垂仁天皇の御代、皇女倭姫命が伊勢の地に八咫鏡をお祀りするまで各地を巡っていた折、当地に暫く滞留された御宮所と伝承されており大御神が伊勢の地に御鎮座された後は、皇大神宮の神領たりし伊勢神戸の神館神明社として奉斎された由緒ある神戸総鎮守のお社です。

以降、弘治年間に飯野神社・高市神社、昭和四十七年に本多神社が合祀されました。

御祭神として天照大御神・豊受皇大御神・高御産巢毘大御神・本多忠統之命・他十八柱の神々をお祀りしています。



学校給食人気メニューのレシピを紹介します

豚みそ(とんみそ)



鈴鹿市産大豆の赤みそを使い、お肉と野菜がたっぷり食べられる、ごはんに合うおかずです。東海地方の特産品である豆みそ(赤みそ)を使った、郷土の味を楽しめる給食で、大人気のメニューです。

〈4人分の材料〉

- 豚肉(ロース) 300g (4cm巾薄切り)
- 玉ねぎ 300g (スライス)
- 赤みそ 40g
- 砂糖 20g
- みりん 20ml
- 酒 15ml

〈作り方〉

- ① 豚肉(ロース)は、あくを取りながらゆでる。
- ② ゆでた豚肉を取り出し、玉ねぎをゆでる。
- ③ 別の鍋に赤みそ、砂糖、みりん、酒を入れて、弱火で練り、照りが出るまでじっくりと煮てタレを作る。
- ④ ③に、ゆでた豚肉と玉ねぎを加えて混ぜ合わせる。

「広報すずか」より資料提供

パズル 数独

【問題】二重枠に入った数字の合計はいくつでしょう？

			7					9
		5			6	3		
8	1			2			7	
	4				9			1
		8				6		
3			2				8	
	7			9			1	6
		2	8			7		
4					1			

ルール①

まだ数字の入っていないマスに、1から9までの数字のどれかをひとつずつ入れましょう。

ルール②

タテの列、ヨコの列、太線で囲まれた3×3のブロックのいずれにも、1から9までの数字がひとつずつ入るようにします。

【作者紹介】株式会社ニコリ

日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなど多種多様なパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。スマホアプリ「スマニコリ」も配信中。

こんなご時世だからこそ入院の保障を今、見直してみませんか？

新型コロナウイルスで騒がれる昨今、 入院へのそなえを 万全に。



新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性があり、
もはや人ごとではない身近な病気です。

新型コロナウイルス感染症
になった場合の平均入院日数

16.6日 ※1

平均
2週間
以上！



日本国内での新型コロナウイルス
感染症陽性者数(2020年8月19日時点)

57,550人 ※2

日々増加
しています



[参考]2020年7月14日時点の陽性者数:22,220人

大同生命の総合医療保険

Mタイプ

なら

病気やけがはもちろん、**新型コロナウイルス
感染症などの指定感染症も保障します！**

ご加入例 ▶ 入院日額1万円プラン(標準型) + 無配当入院初期割増給付特約(保険料払込中無解約払戻金型)

入院初日から保障します

疾病入院給付金 災害入院給付金 初期入院給付金

新型コロナウイルス感染症で
16日間入院した場合

30万円 お受け取りいただけます！

● 1~14日目:日額2万円 ● 15・16日目:日額1万円

[入院初期割増給付特約により、はじめの2週間は
1日あたり「入院日額×2倍」の給付金をお受け取り。]

手術・放射線治療も幅広く保障します

手術給付金 放射線治療給付金



入院中の手術

入院日額×20倍

20万円

入院を伴わない手術

入院日額×5倍

5万円

放射線治療1回につき

入院日額×10倍

10万円

※1 出典:国立感染症研究所「感染症発生動向調査及び積極的疫学調査により報告された新型コロナウイルス感染症確定症例516例の記述疫学(2020年3月23日現在)」

※2 出典:厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について(令和2年8月19日版)」

・Mタイプの正式名称は無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)です。この保険・特約には、死亡保険金・高度障がい保険金・保険料払込期間中の解約払戻金はありませぬ。また、満期保険金・配当金もありません。・災害入院給付金と疾病入院給付金の支払限度はそれぞれ通算1,095日です。手術給付金は、2回以上の手術を同日に受けた場合や、同一の事故または疾病を原因として、14日以内に同種類の手術を2回以上受けた場合には、支払金額が最も高くなる手術を1回のみ受けたものとしてお支払いします。・「入院中の手術」とは、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院中に受けた手術です。また、「入院を伴わない手術」とは、前述以外の手術です。・放射線治療給付金は、2回以上の放射線治療を同日に受けた場合や、同一の事故または疾病を原因として、60日以内に同種類の放射線治療を2回以上受けた場合、放射線治療を1回のみ受けたものとしてお支払いします。

◎この資料は、2020年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

本社(大阪) 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号
(東京) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
<https://www.daido-life.co.jp/>

大同生命保険株式会社

〒510-0074 四日市市鵜の森1-4-28ユマニテクプラザ4F
TEL:059-352-2046

C-2020-1077 (2020年8月24日) DNP



AIG 損保

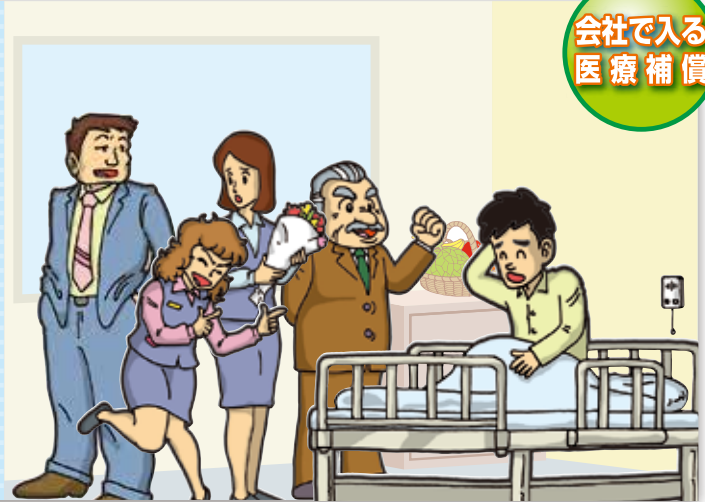
法人会のビジネスガード Business Guard Series

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る
医療補償



地震災害の
リスクをガード

法人会の ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

三重支店
〒514-0036
三重県津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル
TEL.059-226-3911 FAX.059-228-7216
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(B-152291 2020-01)

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

病気や身体のことを気軽に 相談できる専門医はいますか?

例えばこのようなとき…



痛みが
長続きしている



健康診断の結果を
見てもよくわからない



病院選びの
基準がわからない



家族の体調が心配

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様**月1件のご相談まで無料で**
利用いただけます。

- 納得いくまで何回でも追加質問できます。*
- 24時間いつでも相談可能です。
(回答には3~24時間程度かかります)

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年6月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

Medical Note

本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。
お問い合わせは直接弊社にお願いいたします。



ご利用はこちら

新入会員紹介

ご入会ありがとうございます。

支部名	法人名	住 所	代表者	紹介者
神戸	(株)nobプランニング	鈴鹿市神戸6-7-17	岡村 信之	(株)オカトモ
東部	(有)みやざき建築工房	鈴鹿市下箕田1-3-10	宮崎 武美	杉野工業(株)
	谷口総建(株)	長太旭町5-1-10	谷口 幸司	(株)荻野建設
	(有)矢田石油店	鈴鹿市下箕田3-9-15	矢田 正富	(有)仲道水産
玉垣	(株)アーキ・エル	鈴鹿市南玉垣町7131	鈴木 誠	(株)ヨシザワ
	(株)ヤマザキファーム	鈴鹿市東玉垣町500-211	山崎 俊美	(株)ホンダ四輪販売三重北
	(株)コヤマコーポレーション	鈴鹿市岸岡町2530-201号	杉田 龍也	(株)コンフォート・ヒル
白子	(株)ジェリック	鈴鹿市南江島町23-15 YSコロナビル2階南	レガド マニコスアノニー	(株)スズカキャリアサービス
	N-QS(株)	鈴鹿市白子町2929-4 しばたビル202号	野口 大樹	(株)スズカキャリアサービス
	(有)コンフォーム	鈴鹿市野村町110-1	藪本 博明	中部工業(株)
	(株)コンフロント	鈴鹿市鈴鹿ハイツ8-3	岩田 貴正	(株)サカタ
	穴吹興産(株)三重オフィス	鈴鹿市東旭が丘2-1-34	藤内 大介	(公社)鈴鹿法人会
平田	(株)44(フォーティフォー)	鈴鹿市算所1-1-18-2F	小島 庸平	小森設備
鈴峰	三鈴カントリー(株)	鈴鹿市小社町767	福村 隆宏	三鈴開発(株)
亀山	(株)永都	亀山市栄町1487-195	川邊 拓馬	(有)浜本钣金工業所
保険 三社	田川工業	津市高茶屋小森町4085-2	田川 惇	春木保険サービス(株)
	(株)宮坂工業	亀山市能褒野町47-1	宮坂 友之	AIG損害保険(株)
	定組	桑名市赤尾台4-48 グレイス201号	増田 定臣	春木保険サービス(株)
	福島工業	松阪市嬉野中川新町2-54 メゾンアムール203号	竹内 豊文	春木保険サービス(株)
	長太建工	鈴鹿市若松東1-6-2	長太 一真	大同生命保険(株)
	焼鳥 ひめんち	鈴鹿市白子町2978-2	姫野 勇次	大同生命保険(株)
	カマダプラマー	鈴鹿市高岡台1-10-7	鎌田 将吾	大同生命保険(株)
	谷口土木	鈴鹿市道伯3-10-22 コーポアサヒ203	谷口 耕平	大同生命保険(株)
	大寛興業	津市柳山津興364-11	横畑 寛和	春木保険サービス(株)
	池田興業	鈴鹿市大池1-2-28 光洋大池マンション202	池田 潤	大同生命保険(株)
	Silver hairdesign	鈴鹿市寺家5-9-9	小川 智哉	大同生命保険(株)
	トヨダ建設(有)	亀山市菅内町1630-1	豊田 良子	AIG損害保険(株)
	EMILY	亀山市東御幸町211-8	中道 淳基	春木保険サービス(株)
	翔建築	津市香良洲町1864-8	村林 伸一	春木保険サービス(株)
	寺本工業	四日市市桜町4317-2	寺本 光成	春木保険サービス(株)
	mari nail	亀山市長明寺町414	葛西 麻里	春木保険サービス(株)

支部名	法人名	住 所	代表者	紹介者
保険 三社	HAYASHI電気	津市高茶屋5-10-58 ソリエA101号	林 正人	AIG損害保険(株)
	(同)AMAKATSU	鈴鹿市池田町898-6	森定 哲也	AIG損害保険(株)
	ネイルサロン Flower	鈴鹿市寺家3-36-24 フレグランス鼓ヶ浦B202	中村 舞	大同生命保険(株)
	Beauty Salon coco a Doll	松阪市嬉野中川新町1-17	松岡 未紗	春木保険サービス(株)
	(株)シャン	鈴鹿市自由ヶ丘1-18-10	大内 大示	AIG損害保険(株)
	MBM	鈴鹿市三日市3-4-31	落合 美也	春木保険サービス(株)
	角脇工業	津市末広町7-6	角脇 力也	春木保険サービス(株)
	貼屋川瀬	鈴鹿市稲生1-4-22	川瀬 博章	AIG損害保険(株)
	St.Rock STEEL	鈴鹿市一ノ宮町1311-9	川久保誠義	大同生命保険(株)
	伸立電機(株)鈴鹿営業所	鈴鹿市高岡町654-1	奥田 英明	大同生命保険(株)
	(株)ワイテックサービス	鈴鹿市庄野共進3-1-3	岩谷 優志	AIG損害保険(株)
	S-TECH	鈴鹿市末広町5418-1	奥村 悟	大同生命保険(株)
	馬島設備工業	鈴鹿市郡山町634-40	馬島慎之介	春木保険サービス(株)

青年部会新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。

法人名	住 所	会員名	紹介者
(株)ジェリック	鈴鹿市南江島町23-15YSコロナビル2階南	和田 俊幸	寺川 浩二
N-QS(株)	鈴鹿市白子町2929-4 しばたビル202	野口 大樹	寺川 浩二
(株)44(フォーティーフォー)	鈴鹿市算所1-1-18-2F	小島 庸平	小森 一
谷口総建(株)	鈴鹿市長太旭町5-1-10	谷口 幸司	荻野 晃

女性部会新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。

支部名	法人名	住 所	代表者	紹介者
東部	(有)みやざき建築工房	鈴鹿市下箕田1-3-10	宮崎美穂子	杉野恵美子
白子	ブラウン開発(株)	鈴鹿市中旭が丘3丁目11-39	東口 正美	竹口 正子



正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。

社会のお役に立ちたい。

そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。

現在、80万社の会員企業、41都道県に440の会を擁する団体として大きく発揮しています。

あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、

また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

健全な納税者の団体、よき経営者を目指すものの団体・・・これが法人会です。

- ①初年度会費無料（年会費3,500円～）
- ②法人企業に特化した各種保険のご提案《割引制度あり》
- ③無料で税務研修会が受けられます。
- ④異業種の交流 etc



公益 社団法人 鈴鹿法人会

会員募集

事務局の案内

〒513-0802

三重県鈴鹿市飯野寺家町816(商工会議所ビル3F)

TEL.059-383-7561 FAX.059-383-8445

✉ hojinkai@mecha.ne.jp

<http://suzuka-hojinkai.jp>

ご入会の際に必要な「法人会加入申込書」(PDF)がHPからダウンロードできます。

鈴鹿法人会

検索

編集後記

あけましておめでとうございます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大で一年が終わりました。世界の何処かでワクチンが開発された！とのニュースを聞くたびに一喜一憂する日が続くと思いますがここが踏ん張りどころと信じ、新型コロナウイルス感染症が収束することを願うばかりです。

本年もよろしく願いいたします。

広報委員長 安田克志

2	3	4	7	5	8	1	6	9
7	9	5	1	4	6	3	2	8
8	1	6	9	2	3	4	7	5
6	4	7	3	8	9	2	5	1
9	2	8	5	1	7	6	4	3
3	5	1	2	6	4	9	8	7
5	7	3	4	9	2	8	1	6
1	6	2	8	3	5	7	9	4
4	8	9	6	7	1	5	3	2

【答え】12 (7 + 5)

謹 賀 新 年



今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様へ安心を
お届けしてまいります
本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます

令和三年

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

三重支社

〒510-0074 三重県四日市市鵜の森1-3-23 四日市中央通りビル6F

法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の
場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備え
るための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から総合型 **V** **Lタイプα** を新発売
いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて
「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで
設定いただけるようになりました。

業界初!
オーダーメイド型定期保険
Lタイプα

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型 V Lタイプα：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）と
AIG損保のベーシック傷害保険

Tタイプ：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

Jタイプ：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

Mタイプ：大同生命の無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」
「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2020年2月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

三重支社/三重県四日市市鵜の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F)
TEL 059-352-2046

AIG AIG損害保険株式会社

三重支店/三重県津市丸之内養正町4-1(森永三重ビル2F)
TEL 059-226-3911